

「LGBTフレンドリーな台湾」の誕生

包摂と排除をめぐる政治的背景

二〇一七年五月二四日、台湾で憲法判断を行なう司法院大法官が、同性カップルの婚姻を認めない現行の民法を違憲とする解釈を布告した。解釈文は、異性間の婚姻に認められる法的権利が同性カップルにも保障されるよう、政府に対して二年以内に必要な法的措置を取ることを命じるだけでなく、それがなされない場合は、役所で婚姻登記を済ませた同性カップルに、法律上の配偶者としての効力が発効する救済措置も設けた。もとより同性婚に賛意を示していた民主進歩党（民進党）の蔡英文総統はこれを受けて、関連法の整備に向けて速やかに行動すると宣言している。

近年台湾は「LGBTフレンドリーな社会」として国際社会からの注目を集めている。実際、台湾で「LGBT」は重要な政治的課題と位置づけられ、「ジェンダー平等」を掲げた立法は、就労や学校教育におけるSOGI (Sexual Orientation and Gender Identity…性的指向と性自認) に基づく差別を禁止してい

福永玄弥

ふくなが げんや 東京大学大学院総合文化研究科博士課程、日本学術振興会特別研究員。クイア・スタディーズ、東アジア研究。近著に「台湾におけるフェミニズムの性解放運動の展開」(3)「ジェンダーとセクシュアリティで見る東アジア」勁草書房 など。

る。また、二〇〇〇年代以降に登場した政治エリートは政党を問わず「LGBTフレンドリー」であるみずからの立場を公表、自治体による同性カップルのパートナー登録が二〇一七年までにすべての直轄市で認められた。

日本でもマスメディアで「LGBT」にかんする報道を目にする機会が増えた。二〇一六年には自民党も「性的指向・性自認に関する特命委員会」を設置し、「LGBT」は政治の関心事としてとりあげられるようになったが、台湾での取り組みは日本よりも十年以上早かったといえる。

「LGBTフレンドリーな台湾」と呼ばれる状況はいかにして誕生したのか。また、それは性的少数者にとってどのような意味を持っているのだろうか。

儒教倫理に基づく差別

台湾も一九九〇年代までは性的少数者に対してむしろ差別

的な社会だった。同性間の性行為を取り締まる法律はなかったが（この点で中国や香港とは異なる）、同性愛は一九八〇年代までマスメディアにおいて「異常犯罪」や「精神病理」の文脈でのみ語られていたことが明らかになっている。同性愛者は「異常犯罪者」や「変態性欲者」として社会から追放すべき対象とみなされ、あるいは、「精神病」であることを根拠に「治療」をとおして「正常な異性愛」に矯正されることよってのみ社会への参入が認められるとされた。これらを裏づけるように、ゲイやバイセクシュアル（両性愛者）男性が性交渉相手や仲間を求めて集う「発展場」（おもに公園）では、「同性愛者の掃討」を目的とした警察による取り締まりがしばしば行なわれた。

トランスジェンダーも長らく精神病とされていた。戒厳令が発令されていた時代（一九四九—一八七）には、男性が髪の毛を長髪にしたりスカートを履いたりしたまま外出するだけで「公序良俗を乱した」として警察に拘束されることもあった。警察は性的少数者にとっては、人民の擁護者であるどころか、むしろその人権を圧迫し、蹂躪（じゆうろん）してきた主体であった。

このように性的少数者は強烈なステイグマ（ネガティブな属性を持つ人物だという烙印）を負わされてきたが、その背景には儒教規範の影響があったとみられている。国共内戦で共産党に敗れた結果、国民党政府は台北を臨時首都とするが、蒋介石総統は「反攻大陸」（中国大陆の領土を奪還しようというスロー

ガン）の機会を虎視眈々とうかがっていた。「反攻大陸」の夢を実現するために「中国」イデオロギーに依拠したナショナルリズムの発揚は欠かせないものとされ、台湾（中華民国）では儒教倫理に基づく教育や文化政策が展開された。かくして国民党政府は、家族のあり方や女性の役割に対して政策的に介入してきたのである。女性は「良妻賢母」役割を押しつけられて男性を優位とする私領域に閉じ込められ、民法に代表される法制度もこのような家父長制を支えた。台湾で長らく、女性の公領域への進出や、同性愛を含む婚姻規範からの「逸脱」に対して禁忌が働いてきたのは、このような政治的背景によるものであった。

立ち上がった性的少数者たち

一九八七年に戒厳令が解除され、約四〇年もの長きにわたって抑圧されてきた社会運動が雨後の筍（たけのこ）のように勃興したことは、レズビアンやゲイなどの性的少数者を主体とする運動も例外ではなかった。先行する女性運動の影響を受けつつ、性的少数者による運動も九〇年代を通して発展を遂げたが、民主化を背景とした社会の変化はその追い風となる。

一九九五年、台北市長の陳水扁（民進党）が、台湾で最大規模の「発展場」として知られる新公園（現在の名称は「二二八和平公園」）の改修計画を打ち出すと、この計画には性的少数者を公共空間から排除するねらいが隠されているとして、

ゲイやレズビアンらによる激しい抗議運動が展開された。八〇年代まできわめてホモフォビック（同性愛嫌悪的）な言説を垂れ流してきたマスメディアも民主化を背景に論調を一変させ、「人権」の見地から抗議運動を支持する報道が主流となった。世論が盛り上がりを見せるなか台北市も抗議運動を無視することができなくなり、最終的には、「同性愛者にもひとを愛する権利はある。台北市としても異性愛を中心とする社会の古い価値観を変えていきたい」とする、「ゲイフレンドリー」なメッセージを公表するに至った。

二〇〇〇年には馬英九（国民党）台北市長のもと、複数のレズビアンやゲイの団体と協力して、公的資金を拠出した「台北レズビアン&ゲイフェスティバル」が開催された。台北市側の責任者としてフェスティバルの運営に関わった林正修は、学生時代に社会運動に身を投じてきた経験を持っていた。フェスティバル開催に反対するホモフォビックな声が市民から噴出すると、彼は先陣を切って同性愛者の「公民権」を守るために再批判を行なった。フェスティバルの成功はそうした彼の努力によるところが大きいとされているが、社会運動エリートを市政にリクルートするという馬英九の手法は、もともと民進党が得意とするものであった。

この流れのなかで、二〇〇〇年代には性的少数者の法制度への包摂もみられる。二〇〇四年には、教育現場において台湾で初めてSOGIに基づく差別的待遇を禁止した、ジェン

ダー平等教育法（性別平等教育法）が成立した。その背景にはまず、一九九〇年代には教育領域でも民主化に向けた改革が世論の関心を集めたことがある。また、学校教育における女性差別やハラスメント、性暴力が女性運動の告発を受けて社会問題として認識されるようになっていた。これらを受けて政府（教育部）は、教育領域における「ジェンダー平等」を実現するための手段として立法を検討し、法学を専門とする民間人フェミニスト四名に草案作成を委託した。彼女らは草案の作成にあたって、委員会を外部に開放するとともに各地で公聴会を開催したため、それに参加した性的少数者の問題意識が法案に導入されることとなったのである。さらに二〇〇八年には、男女労働平等法（两性工作平等法）がその改正に伴ってジェンダー労働平等法（性別工作平等法）に改称され、ここでも「ジェンダー平等」の名のもとに、SOGIに基づく職場での差別的待遇の禁止が導入された。

「人権」が政治の焦点となった背景

こうした、性的少数者の政治的包摂を強力に推進した要因は何だったのだろうか。ここでは、一九九〇年代にエスニシティ（族群）との関連で「マイノリティの承認」が社会統合の理念として共有されたこと、そして二〇〇〇年に誕生した民進党政権による「人権立国」というアプローチの二点に限定して論述を進めたい。

一九九〇年代の台湾で民主化を背景に推進された一連の政治改革は、政治の「台湾化」を意味した（若林正丈『台湾の政治』）。国民党政府は中国大陸への「反攻復帰」を断念し、ナショナル・アイデンティティは「中国」から「台湾」へと移行、政治権力も外省人（日本のポツダム宣言受諾以後、中国大陸から台湾に移住してきた人たち）から本省人（以前から台湾に定住していた人たち）へ移譲するといった政治の「台湾化」がみられた。また、本省人のなかではマイノリティである客家（広東、福建などを中心に存在する客家語を話す漢民族）や先住民族を主体とするアイデンティティ・ポリティクスが立ちあがり、「エスニシティの融和」は九〇年代の主要な政治課題となった。九七年の第四次改憲では多文化主義の理念が基本国策として憲法に書き込まれ、「マイノリティの承認」が新しい社会統合の理念として共有されるに至った。

冒頭で、同性カップルを婚姻制度から排除した民法を違憲とする解釈に言及したが、その解釈理由書でも同性愛者に対して「マイノリティ」という言葉が使われている。同性愛者は人口学的な意味で少数者であるだけでなく、選挙制度などの政治過程を通じて「法的に劣位にある地位を覆すことは困難」であるがゆえに、「政治的マイノリティ」でもあるとされたのだ。だからこそ、「性的指向を理由とする差別的待遇は憲法に照らし合わせてその合理性を厳格に審査しなければならぬ」とされ、ここでもマイノリティの承認をいかに担

保するかが問われていたのである。

次に、上述したジェンダー平等教育法とジェンダー労働平等法の立法および改正が、いずれも民進黨政権時代に集中している点に注目したい。一九八六年に結成された民進黨は、戒厳令の解除を受けて爆発的に台頭した社会運動エリートを自陣営に取り込みつつ九〇年代をとおして勢力を拡大し、二〇〇〇年に台湾で初の政権交代を実現した。陳水扁は総統就任演説のなかで、「自由」や「民主」、「人権」が新しい時代の社会規範になるとした「人権立国」を宣言した。総統就任直後には総統府に人権諮問グループが設置され、一九七〇年代に女性運動を牽引した呂秀蓮副総統をはじめ、アムネスティ・インターナショナル台湾総会秘書長など、「人権」分野の専門家が集結した。そして二〇〇二年には政府が刊行した『国家人權政策報告書』のなかで、同性愛者やトランスジェンダーの人権保障が初めて国の人権政策として位置づけられた。このようにして民進黨政権下で性的少数者の人権が政治課題として承認され、「ジェンダー平等」との関連で立法においてSOGIが考慮されるに至ったのである。

ただし、国民党も民主化へと舵を切るなかで、一九九〇年代後半には「ジェンダー平等」を推進する動きを見せていた点をここで付け加えておきたい。つまり、「ジェンダー平等」は九〇年代後半から二〇〇〇年代にかけて与野党ともに目指すべき既定路線となったのであり、同時期に自民党や東

京都の首長などが「ジェンダーフリー・パッシング」(ジェンダーフリーの名の下に「過激な性教育や伝統的家族観の否定」がなされているとして、男女共同参画の推進や性的少数者の権利保護などに反発した運動)を行なっていた日本とは、この点において大きく異なる。

「LGBT」が「活用」される時代へ

こうして「LGBT」は進歩的な人権課題とみなされるようになった。社会における性的少数者を嫌悪する言説が忘れ去られたかのように、政治エリートは「LGBTフレンドリー」な姿勢をみずから進んで公表しはじめた。その先駆けが馬英九であった。かれは早くも九八年には「ゲイフレンドリー」な立場を明らかにして台北市長選挙に臨み、二〇〇八年に総統に就任してからもその姿勢を崩すことはなかった。二〇一六年に実施された総統選挙では蔡英文が同性婚に対する賛意を表明して当選し、現在すべての直轄市は「LGBTフレンドリー」を公言する市長で占められている。「LGBT」のイシューをめぐる政治エリートのあいだで見解の衝突がみられることはほとんどなく、むしろ「LGBT」が「活用」される事態が見られるようになったのである。

ここで、「LGBT」が台湾ナショナリズムを強化する資源としても「活用」されている点を指摘しておきたい。二〇〇〇年代初頭に「LGBT」が国家レベルの人権課題として

包摂されたことは先述のとおりだが、民進党政府による「人権立国」は対米・対中関係に強く規定されていたことが明らかになっている(佐藤和美「民進党政権の『人権外交』」『日本台湾学会報』)。台湾は中華人民共和国とのあいだで「一つの中国」をめぐる外交レベルでの争いをつづけてきたが、国際社会における中国の台頭を受けて一九七一年に国連から事実上追放されて以来、米国や日本とも相次いで国交を断絶し、国際社会における生存空間は縮小の一端をたどってきた。厳しい国際情勢に直面して、民進党政府は「人権後進国」として知られる中国とは対称的に民主化の成功を実現したとするアイデンティティに依拠する戦略を採り、人権状況の改善を国策に据えることによって、対米関係の深化や国連に代表される国際社会への復帰を試みた。国際社会で新しい人権課題として関心を集めた「LGBT」は、民進党政府にとっては、国際社会にキヤッチアップするとともに、性的少数者に抑圧的な政策を展開してきたことで知られる中国と差異化できるイシューだったのだ。

中国が性的少数者にたいして抑圧的な社会であることは日本のマスメディアでも時折報道されるが、台湾で中国の「LGBT」の「人権被害の状況」を報じたニュース記事は少なくない。実際、中国の「LGBT」にかんする新聞報道は、二〇〇〇年代には九〇年代と比べて一〇倍以上に増加している。それらは、中国の「LGBT」が「LGBTフレンドリー

「な台湾」とは対照的に、共産党政府から抑圧されてきたことを強調しているのだ。

台湾における「LGBTフレンドリー」な自画像をめぐる言説は、それとは対照的なものとしての「中国」に関する言説を必要としていた。このような文脈において「LGBT」は、民主化とともに高揚した台湾ナショナリズムを強化する資源として使われてきた。すなわち、「LGBT」が「活用」される時代が到来したのである。

兵役の義務、だれのため?

最後に、制度への包摂がかならずしもマイノリティの権利獲得を帰結しうるものでないという点を、徴兵制の事例から検討しておきたい。一九四九年に導入された徴兵制は中華民国の国籍を有するすべての男性に兵役を課したが、男性同性愛者は、「同性愛」が「性心理異常」であることを理由にそこから長らく排除されてきた。ところが九四年五月、政府は突如としてゲイ男性の包摂を宣言したのである。いかなる要因が、徴兵制からの排除をそれへの包摂へと政策転換させたのだろうか。論点は三つ考えられる。

第一に、国家による軍事上の要請がもっとも重要な要因であった。一九九〇年代当時、台湾は中国との軍事リスクを抱えて緊迫した状況にあり、なによりも軍事力の増強が求められていた。同性愛を理由とする兵役免除や兵役逃れを封じる

政策には、合理的根拠があったのである。第二に、同性愛の脱病理化が指摘できる。台湾の精神医学会は九〇年代初頭には同性愛を精神疾病ではないとしていた。第三に、九三年に米国で誕生したクリントン政権が同性愛者の軍隊への包摂をアピールしていたことが挙げられる。この影響も決して小さくなかった。米国は日本の植民統治に取って代わった新たな「宗主国」であり、台湾の政治はとりわけ軍事レベルで米国の影響を受けずにいられなかったのである。

重要なのは、当事者であるゲイ男性が「同性愛」を根拠に「兵役逃れ」を志向していたことである。事実、民主的な風潮のなかで兵役は旧時代の産物とみなされていたし、過剰な男性性と結びついた軍隊の生活で同性愛が発覚した場合、ゲイ男性はハラスメントや暴力の対象となる恐れが強いことから、かれらは兵役から逃れるための活動に取り組んでいたのである。異性愛男性が兵役逃れの口実として同性愛を利用した例さえ確認されている。徴兵制における同性愛の承認は、ゲイ男性の包摂を打ち出しつつ、同性愛を理由とした異性愛者の兵役逃れを禁止するという、二重のメッセージが込められていたのである。

換言すれば、国家の軍事的要請に規定された排除から包摂への政策変更に対して、当事者は影響をもたらすアクターになり得なかったということだ（拙稿、近著『同性愛の包摂と排除をめぐるポリテクス』『Gender and Sexuality』）。ゲイ男性は政府の

方針を容認して兵役に就かざるを得なかった。かねてよりホモフォビックな発言を垂れ流してきた専門家たちでさえも、手のひらを返したように「もし同性愛者が平等を求めぬなら義務の履行を忘れてはならない」と政府の方針を肯定し、ゲイ男性の兵役への参与を自明とした。こうした言説に対して批判がなかったわけではないが、当事者であるゲイ男性は一九九四年当時にはまだ運動を立ちあげたばかりで、もとより「対話」が成立するはずがなかったのである。

包摂と排除の境界を問う

「LGBTフレンドリー」として知られる台湾だが、徴兵制の事例からもわかるように事態はそれほど単純ではない。

台湾を「アジアでもっともLGBTフレンドリー」とする言説は日本でもしばしば見られるようになったが、このような語り自体が、台湾社会に内在する性的少数者をめぐる問題を不可視化する効果を持っている点に注意しなければならぬ。台湾では性的少数者運動の発展を受けて、宗教団体を母体としたバックラッシュ運動（ある政策などに対する反動的な揺り戻し行動）が勢いを増している。とりわけ二〇〇〇年代後半よりそうした運動は規模を急速に拡大し、二〇一六年には同性愛を含む「ジェンダー平等教育」や同性婚に反対する運動が全国規模で展開されるようになった。私がフィールド調査で知り合った若い性的少数者のなかにも、両親がクリスチャ

ンでバックラッシュ運動に参加しているため、かれらに対して性的少数者であることをカムアウトすることなど想像できないと打ち明けてくれた人が少なからずいた。つまり、「LGBTフレンドリー」な言説と、性的少数者に対する嫌悪的な言説が共存しているのが台湾の現状であり、「LGBTが差別されていた時代」から「LGBTフレンドリーな時代」へと単線的な歴史を進んだわけではないのだ。にもかかわらず台湾を単に「LGBTフレンドリーな社会」として表象するならば、そうした複雑な状況をむしろ覆い隠してしまうことになる。

徴兵制の事例が明らかにしたのは、制度への包摂が持つマイノリティに対しての支配的な側面であった。制度としての兵役や婚姻は性的少数者の柔軟な包摂を通じてその寿命を永らえ、結果として男性性や婚姻をめぐる規範が強化されてきたことを忘れてはならない。

日本でも、二〇二〇年のオリンピックに向けて「ダイバーシティ」のかけ声のもと「LGBTフレンドリー」が与野党を超えた共通の主張となり、自民党を中心とした超党派での「LGBT理解促進法案」が検討されている。台湾の事例が私たちに教えてくれるのは、「LGBTフレンドリー」な政治家の登場や制度への包摂を手放しに称揚するということではない。制度のありようや包摂／排除の境界設定をめぐる政治そのものを問いつづけることが、求められているのである。